

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	大野城市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.onojo.fukuoka.jp/050/010/020/index.html

執行機関名 大野城市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大野城市立学校児童生徒就学援助規則による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大野城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5項 大野城市立学校児童生徒就学援助規則による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日号外法律第十八号)第一条	大野城市立学校児童生徒就学援助規則(昭和55年教委規則第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由によって就学困難な児童又は生徒</u> (同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、大野城市教育委員会(以下「委員会」という。)が就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、 <u>義務教育の円滑な実施</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大野城市立学校児童生徒就学援助規則(昭和55年教委規則第11号)